

亀山市公告第15号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第19条第4項の規定により、同法第45条第6項又は同法第100条第2項の公告の日まで、同法第19条第1項の規定による図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年2月21日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧の図書

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書

2 縦覧の場所

亀山市産業建設部都市整備課亀山駅前整備グループ

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで